

# 正当戦争 vs. 正義の戦争

## キリスト教の正戦論の落とし穴

M. シーゲル

(南山大学社会倫理研究所)

### (和文要旨)

正戦論はキリスト教の主流派の立場であり、現代世界において戦争を制御する役を果たしうる唯一に理念であろう。しかし扇動に利用されることが多いという矛盾がある。

戦闘国の目には自分が正しいように見えてしまうことが落とし穴の一つである。それに、正当理由が正戦の条件になっているが、どのような理由が正当であるか、見解は千差万別である。生命、領土および主権の防衛に限定されるなら、正戦論はまだ戦争を制御する役を果たしうるだろうが、人権や民主主義などにかかわる理想が正当理由として認められるならば、防衛のための正戦の名目で十字軍により近いものが正当化される可能性がある。理想のための戦争は十字軍的なものとして否定されるべきである。

アフガニスタンやイラクへの攻撃の前に、民主主義的な理想に関する議論が多く報道されたが、むしろそういう理想から切り離して、生命、領土および主権に議論をしばることが必要であった。

### (SUMMARY)

Just War Theory is the standpoint adopted by most mainstream Christian traditions and is probably the only system of thought capable of restraining conflict today. However, it bears the contradiction of being used to actually incite war.

One pitfall of the theory is that in reality all sides in a conflict tend to see themselves as justified and therefore the theory loses its restraining power. Further, there is ambiguity about what constitutes a just cause in the theory. If just cause is restricted to the defence of life, territory or sovereignty, then the theory may retain its capacity to restrain, but when just cause is expanded to include retribution, advancement of human rights, maintenance of conditions necessary for a full human life, etc., it can lead to affirming wars for the promotion of ideals as just wars. In fact, such wars are closer to crusades.

In the lead up to the attacks on Iraq and Afghanistan there was much talk of the lack of democracy and respect for human rights in these countries. For a proper just war debate such issues need to be excluded and the discussion restricted to the issues of the defence of life, territory and sovereignty.

## 正戦論とキリスト教

キリスト教の戦争に関する倫理を取り上げる研究家の多くは、キリスト教の伝統的な立場を三つに分けている。すなわち、平和主義、正戦論、および十字軍的思考 (= 聖戦) という三つである。Roland H. Baintonが特にその三つを体系にして戦争に対するキリスト教の立場を説明している。Baintonが述べるように<sup>1</sup>、平和主義は特にキリストの時代からコンスタンティン大帝の時代までの主流の考え方で、それによると戦争が否定され、キリスト教徒の参戦も認められなかった<sup>2</sup>。キリスト教がローマ帝国で認められるようになり(312年)、次第にローマの国教となり、またそれと同時にゲルマン民族の侵略が激しくなると、戦争に関する考え方が変わり、最初はアンブロジウスとその後アウグスチヌスが特定な条件での戦争を認めるようになった。それがキリスト教における正戦論の始まりである。

ところが、11世紀の終わりから十字軍の時代に入ると様相は一変する。Baintonは次のように語る:「十字軍遠征は中世期に勃発した、教会の下、もしくは神に導かれる宗教的リーダーの指揮の下で、生命や財産[の防衛]の意味での正義のためではなく、むしろある理想のため、すなわちキリスト教の信仰のための遠征であった」<sup>3</sup>。中世期の十字軍は聖地に限らず、ヨーロッパ内の異教徒や異端者に対しても戦争を起こした。アウグスチヌスが異端者に対して行政の強制を薦めていたので、その思考のルーツはアウグスチヌスの時代まで遡ると言えるだろうが、それでもアウグスチヌスが唱えた正戦論とは違う性質のものであった。

Baintonが述べるように、この三つとも成立して以降、キリスト教の伝承として残り、現在では三つのどの見解もキリスト教の諸宗派の中で並存している。宗派によって分けようとなれば、アキノの聖トマスの影響もあって正戦論がカトリック教会の主流の立場となり、また、プロテスタントの主流派も同じく正戦論の立場を採ってきた。アナバプティストやクエーカー派は平和主義の立場を取り<sup>4</sup>、カルヴァン派の伝統に沿った宗派は十字軍的思考

を採ってきたのだと一般に言われている。しかし、特にベトナム戦争以前の冷戦の時のキリスト教の反共主義、また反共主義政権との協力体制(例えば、スペインのフランコ政権のような独裁政権の場合でも)を考えるとカトリックやプロテスタントの主流派には、十字軍的思考の色合いもあったということは否定しがたい。

とは言っても、戦争の正当性や戦争の倫理に関して、近代から現代にかけてのキリスト教の主流派、特にカトリック教会が公式的に採ってきた立場は正戦論である。最近の例はイラク攻撃の正当性に対する議論である。ローマ法王がブッシュ大統領へ送ったメッセージ自体は公表されていないが、その使者であったピオ・ラーギ枢機卿の報告によると正戦論に基づいてイラク攻撃を否定するものであった<sup>5</sup>。

## 現代政治と正戦論

現在の国際法も正戦論を基本としている。グロティウスを經由して中世の自然法が大いに現代の国際法に影響しているので、それは決して不思議なことではない。

また、現代の政治家は、戦争を起こす場合には、正戦論の裏づけを求めることが多い。今年の米英軍によるイラク攻撃に関しても、ブッシュ政権が正戦論と結び付けようとしてきた。「われわれの目的は正当である」(“Our cause is just”)という発言は正戦論を連想させるものであり、その正当化の裏づけを得るための発言であることは間違いないであろう。また、先制攻撃として理論付けをしようとするのも正戦論と関連付けることになる。2002年9月にホワイト・ハウスから発行された「アメリカ合衆国の国家安全保障戦略」には、先制攻撃に関する従来の考え方では「差し迫った脅威」に対する攻撃が正当なものとして認められてきたことが述べられ、「差し迫った脅威」の意味は「普通、攻撃の用意としての陸海空軍の明確な動員」だと捉えられてきたことも述べられ、しかし、現在のテロの脅威に対して、そのような理解では不十分で、現在の脅威に対応するには「差し迫った脅威」の理解をテロリストが持っている「戦備状況と目的」に適合させねばならないと論じられている<sup>6</sup>。結局、それは従来の正戦論には、反テロ戦争がそぐわないことを意識しながら国際法及び正戦論の裏づけを求めるための理論である。

イラク攻撃や反テロ戦争、コソボなどの地域紛争への人道的介入に関する議論や決定において、正戦論が大きく使われていて、しかも戦争を促すものになっている場合が多い。正戦論を取り上げる重要な文献を出しているMichael Walzer、James Turner Johnson及びJean Bethke Elshtainも反テロ戦争に対して正戦論に基づいて肯定的な立場を採っている<sup>7</sup>。

## 正戦論についての議論の必要性

正戦論の問題点の一つは、一定の定式化した正戦論があるのではなく、また正戦論に関してそのような定式化ができる権威を持つ者がいないということである。たしかに、国際法にはある程度の明確さを持った記述があるし、そこには一種の権威があることも事実である<sup>8</sup>。しかし、正戦論は国際法より広いものである。カトリック教会では正戦論が教会の立場だという公式的な宣言はないし、その内容に関する定義もないが、それでも現在の教会が常に採っている立場である。プロテスタントの場合は、少なくともルーテル教会、英国国教会、長老教会、及び会衆は教会は正戦論を公式的な立場としている<sup>9</sup>。

戦争という重要な事柄に関する決定を導くための倫理的理論に曖昧なところがあるのは問題かもしれないが、そのような曖昧さが実際にある。この論文で曖昧な点を一つ取り上げることにする。

冷戦の終わりが平和の到来を意味すると思ったことが甘かったと結論せざるを得ない現在では、戦争と平和、戦争に関する倫理についての議論がますます必要であり、その中で明らかに正戦論に関する議論が最も重要である。そしてここに二つの重要な事柄がある。一方では、現代世界において戦争を制御する役を果たしうる理論は正戦論しかないであろうということ、他方では、正戦論がむしろ国民の扇動に利用されることがあるということである。正戦論が戦争を制御するものとして活かされるためには、その矛盾に取り組まなければならない。そのための議論がまず必要である。

多くの国では、国際法より宗教のほうが一般国民に影響を及ぼす力があり、正戦論が扇動ではなく制御のためのものになるには、宗教倫理としての正戦論に関する議論が必要だということも確かである。

## 正戦論に関する観点

正戦論が扇動に利用されやすいということにすでに触れたが、正戦論に関する問題が多数ある。火器さえもなく戦闘が主に弓矢と剣で行われた時代状況の中で開発された理論は核兵器のある現代にどこまで適用可能であるかは疑問だし、ヨーロッパで開発された思考を全世界に当てはめることができるかどうかも問題である。例えば、正戦論による正当戦争の基準の一つは主権のある公的機関の下で行われるということ、それは個人や小グループが治安を乱すことを阻止するための条件だが、主権の概念さえ持たない文化圏の人々

が例えばヨーロッパの植民地政策に抵抗することにどう当てはまるかは明瞭ではない。また内戦や独立戦争にどう当てはまるかの問題もある。

また正戦論が開発された時代の戦争の規模は現代の戦争の規模とすこぶる違うのである。現代の戦争は全国を挙げ、全国民を危険にさらし、場合によって多数の国、最悪の場合には世界の大半を巻き込める可能性さえある。中世期に行われた程度の戦争に向けられて開発された理論を現代でも当てはめようとするには無理があるという疑問が出てもおかしくない。

かといって、侵略された国はどうすればいいかという疑問は残る。武器の恐ろしさや戦争の規模で防衛の権利がなくなると考える理由はないとも思われる。これらの変化は正戦論を無効にしないと例えばMichael Walzer<sup>10</sup>やCharles P. Lutz<sup>11</sup>が論じる。

しかし、正戦論を受け入れるか捨てるかという二者択一の問題ではないはずである。John Howard Yoder は平和主義の立場から正戦論を批評し、平和主義に近いものとして認めているが、正戦論を唱える人が正戦論にそぐわない立場をとることが多いことも指摘している。正戦論は平和主義に近いはずである。正戦論を、戦争を制御するものとするために、現代世界への適用性に関する疑問を真剣に受け止める必要があるだろう。それに、正戦論の実績、つまり実際にどう使われてきたかを考察する必要もあろう。

## 正戦論のいくつかの問題点

また別の問題として、古代のアウグスチヌスも現代のWalzer なども、正戦論の意味することには戦闘者の片方が正当で、もう一方が不正だということが必然に入っていると論じている<sup>12</sup>。それは、片方が不正だからこそもう一方が正当だという理論である。しかし戦闘国の目にはどうしても自分が正しいように見えてしまい、両方は主観的であるとしてもそれなりの根拠を持っているのが普通で、片方が正当で、片方が不正だという明確な結論を実際に成立させるのはなかなか難しい<sup>13</sup>。両側の当事者は自分の正当性しか見えないのが常である。慶応大学の萩原能久がいうように、「戦争とはどこまでいっても正義と正義のぶつかり合いに終始する」<sup>14</sup>。500年も前にエラスムスも戦争における片方だけの正当性の可能性を否定し、そのゆえにとにかくヨーロッパにおけるすべての戦争を否定した<sup>15</sup>。

なお、仮に客観的な立場から片方が正当でもう一方が不正だという状況が成立するとしても、当事者にはそれが見えないなら、正戦論は戦争への歯止めの役を果たさなくなってしまう。正戦論は学者の客観的な研究のためではなく(その研究の重要性を軽視する意味で

はない)、政治の場での決定を導くためのものである。正戦論の意義はその場における効果によって決まる。もし、政治の決定の場で両者が自分を正当化するような結果になっていれば、正戦論はその最も大事な場で役を果たしていないことになる。正戦論が正しいか正しくないかが問題であるというだけではない。人間、特に戦争の危険に直面している人間には、それをよく使う知恵、誠実さ、及び客観性を備えられているかがおそらくより重大な問題であろう。

## 正戦論の有効性の基準

正戦論の目的は戦争を阻止したり、その残虐さに歯止めをかけたりすることだと述べたが、アンブロジウスとアウグスチヌスの場合はゲルマン民族への対応として正戦論を採用し、平和主義からの切り替えが目的だったから参戦を促すためのものだったかもしれない。また、正戦論が形付けられた中世期には、その目的は戦争を阻止することのほかに、教会における罪の許しと秘蹟への参加の条件で、戦争で殺害を果たした人が罪の許しを必要とするか、それともそのまま秘蹟に預かることができるか判断するためのものでもあった。

しかし、その後、正戦論は戦争に歯止めを掛け、または残虐さを抑制するものとして継続されたし、現在もそういうものとして捉えられている。つまり、正戦論の意義は戦争の阻止、歯止め、抑制であり、その有効性はその目的に向けての効果にかかっている。

そこにこそ正戦論の落とし穴の一つがある。先に引用した萩原の指摘の通り、戦争に挑むか挑まないかという決断に迫られている政治の決定の場で、自分の正しさしか見えなくなるという傾向が強ければ強いほど、正戦論は戦争を阻止するものどころか、却って戦争を奨励するものになってしまう。

正戦論を考察するには、その中の論理性や現代世界の状況への適用性に関して議論するとともに、正戦論から生じてくる効果から考察するのも大切である。つまり、正戦論が実際に戦争を阻止し、残虐さに歯止めをかける効果をもたらしているか、それとも戦意を掻き立てる道具となってしまう、正当化された自信を与えることによって手段を選ばない戦闘形態を容易にする結果になってしまっているのかと問いかける必要がある。近代に入ってから(つまり私たちが住んでいる世界に十分に似た世界になってから)、戦争の可能性に直面した国で、利害関係の上で戦争したほうが有利だという見解があったにもかかわらず、正戦論を検討した結果、戦争しないと決断した例が一つでもあれば正戦論が戦争を制御す

るために役立っていると言えるだろうが、そういう例は一つもないかもしれない<sup>16</sup>。Rodger Charlesは「暴力を制御するための理論が同時に暴力を正当化してしまうならば、その理論は目的を果たしえなくなる曖昧さを内蔵している」と述べているが、それこそまさに正戦論が抱えている矛盾である。<sup>17</sup>

## 逆効果の要因

「正戦論」という言い方を使っても、一定の明確な形の正戦論があるわけではないということはすでに述べた。それが逆効果を引き起こす要因の一つかもしれない。国際法ではある程度明確にされている部分があるが、各宗教団体や思想家の独自の捉え方があり、権威ある一つの枠組みがないのである。したがってある程度の曖昧さがある。特に宗教家が述べる正戦論の中に不明瞭な点があり、その不明瞭さのために正戦論が戦意を書き立てるために利用されやすいものになってしまっていると思われる。これから一つの不明瞭な点にしぼって論じよう。国際法及び国際法を基とする思想家には、同じほどの不明瞭さが必ずしもあるわけではない。しかし、上記の決定のプロセスには国民の賛同を得ることが大きなウェイトを占めているし、国民の賛同には国際法より宗教の影響のほうが大きい。宗教では、正戦論についてどう述べているかが重要である。

## 聖戦と正戦の境目

Baintonが述べた正戦論と十字軍的思考の区別に関連することであるが、そこにも不明瞭な点がある。つまり、正戦論では戦闘する理由が正当でなければならないということになっているが、どのような理由が戦争を正当化するものとして認められるかが問題である。

「自己正当化のための論拠など、見つけだす気にさえなればいくらかでも挙げることができる」と萩原が述べている<sup>18</sup>が、それが事実だとすれば、どのような理由が戦争を正当なものにするかに関してかなり厳密な定義がなければ、正戦論はその自己正当化の傾向に左右されやすいものになってしまう。

特定の理想のための戦争が、もしその理想が宗教と関係がなく、また、戦争そのものが宗教と関係のない政府の下で行われるならば、Baintonの定義では、十字軍的なものの領域に入らないので、正戦論の領域のものと捉えられるようになってしまう可能性が大きい。しかし、性質としては、より十字軍的なものに近い場合が多くある。したがって、その曖

味さがあるために、正戦論の裏づけを使って特定の戦争行為を正当化することが行われやすくなる。それが、正戦論が逆に扇動するための道具になってしまっている原因のひとつだと思われる。

もちろん、その曖昧さを直すだけで正戦論の問題点の解決ができ、正戦論が歯止めとしての役を果たすようになるわけではない。正戦論には問題が多数あり、それらに関して、一つずつ議論する必要がある。しかし、一つの論文で一つにしぼる必要があるし、扇動のための正戦論を少しでも抑制することは求めるべき効果である。

さて、指摘の問題点を明確にするには、正戦論について簡略的に説明する必要がある。

## 正戦論について

萩原は「正戦論とは、戦争それ自体を悪であると認識しながらも、その中にはより大きな善のために許される悪があるとするギリギリのところに成立する思想であり、無邪気な戦争肯定論なのではない」<sup>19</sup>と説明している。つまり、状況によって善と悪の選択肢があるのではなく、二つの悪の選択肢しかなく、その場合にはより小さい悪、もしくはより大きな善を可能にする悪を選ばなければならないということが正戦論の基本である。キリスト教がローマ帝国で迫害を受けている間は政治と距離を置くことができ、平和主義を貫くことができたが、コンスタンティン大帝の時代からもっと政治の現場で適用できる理論が必要になった。政治的な決定の複雑さを避けて通ることができなくなったときに正戦論が生まれたというわけである。

紙幅の関係で、正戦論の発展の歴史についての話を省くが、アウグスチヌスの時代から練られてきた正戦論では、戦争の正当性が認められる条件がいくつか明確にされてきた。その条件は萩原が正確にまとめているからそのまま引用する。二つの部分に分けられるが、戦争をすべきかどうか判断するための基準(戦争への正義—*jus ad bellum*)と戦争をすることになった以上、戦争をどのように遂行するか判断するための基準(戦争における正義—*jus in bello*)という二つである。

### 「1) 戦争への正義(*jus ad bellum*)

- a) 正当理由(*justa causa*)
- b) 戦争執行機関が合法的権威であること
- c) 動機の正しさ(*recta intentio*) ・ ・ ・ ・ ・ 秩序、正義、平和の回復

- d) 結果の善が戦争という手段の悪にまさる
  - e) 勝利への合理的見込み
  - f) 最後の手段であること
- 2) 戦争における正義(jus in bello)
- ア) 比例の原則：なされた不正を正すのに必要以上の力を行使してはならない
  - イ) 区別の原則：非戦闘員を意図的に攻撃対象としてはならない」<sup>20</sup>

ここで注目するのはその1のa)正当理由(justa causa)である。それは、戦闘する理由が正当でなければならないことを意味する。この論文の主題はまさにこの項目における曖昧さである。つまり、どのような理由が戦争を正当化するかを取り上げるのである。

なお、正当理由(justa causa)と動機の正しさ(recta intentio)の違いは、今年の英米によるイラク攻撃を考えれば十分に明確にすることができる。イラクが大量破壊兵器を保有していたことと、サダム・フセインの政権がアル・カイダのテロ活動に加担していたことで、その兵器の廃棄とテロへの支援の阻止が理由及び目的であった。ところが、その動機は石油資源に関する支配だったと疑う人は少なくない。また、サダム・フセインがブッシュ大統領の父親の命を狙ったことに対する復讐が動機だったと示唆するような発言もあった。もし、本当にそのような動機があったとすれば、仮に戦闘する理由が正当であるとしても、キリスト教の正戦論では正当化される戦争ではなかったことになる。この区別は大切である。動機がどんなに無我で理想にかなったものであっても、戦争を起こす十分な理由がなければ、戦争を正当化することができないし、戦争を起こすにどんなに説得力のある理由があっても、本当の意図がその理由と違うものであれば正当化されないのである。

では、正当理由、つまり *justa causa* により詳しく注目しよう。

## **Justa causa**

荻原はトマス・アクィナスの正戦論を紹介するところで*justa causa*の原則により「防衛戦争や不正に奪われたものの回復に戦争原因が限定されることになる」と説明している<sup>21</sup>。しかし、正戦論で戦争の正当な理由の意味がそこまで限定されていると限らない。「防衛」と「奪われたものの回復」のほかに、例えば懲罰のための戦争が認められることもある。それに、キリスト教の伝統においてもっと重要なことであるが、愛徳による戦争が正当な戦争として認められることもある。

アンブロジウスは帝国の防衛のための戦争、弱いものの保護のための戦争、及び財産を略奪から守るための戦争を正当なものとして認め<sup>22</sup>、アウグスチヌスにとっては、愛徳は正戦論の唯一の根拠である。アウグスチヌスは自己防衛の権利を認めていない。自己防衛のための暴力だけでなく、自己防衛そのものを認めない。国が防衛戦争をすることが正当化されるのは、国が国民に対して持っている責任のためである。つまり、愛徳のためである。愛徳による戦争という言い方では、現在では、多くの人は人道的介入のことを連想するだろうが、明らかにアウグスチヌスが言わんとするのはそれより広い意味である。

Rodger Charles は中世期における正戦論において、*justa causa* として認められていたものを次のようにリスト・アップしている：「実際の侵略、非合法的な領土の併合、市民及びその財産への重要な損害、平和的貿易や移動の妨害、宗教的権利に関する侵害」及び「国家が保護する義務を持っている人々に対する重要な不正」<sup>23</sup>。

その後の正戦論の発展には自己防衛の権利が認められ、現在では集団防衛や集団安全保障の権利が正戦論の中核にある概念となってきた。しかし、特に宗教の立場から正戦論を述べる人の場合は、愛徳という概念が決して捨てられていない。ヨハネ・パウロ二世は次のように自己防衛と他者防衛を結び付けている。

正当防衛においては、自分自身の命を守る権利と、他の人の命を損なってはならないという義務との両立が実際上難しいのです。生来いのちに備わる価値と、他人と同じように自分を愛する義務が、自己防衛の真の権利の基礎であるのは疑いありません。隣人を愛せという厳しい要求を迫る掟は、旧約聖書でも説かれ、イエスが確認したことです…。したがって、命への、あるいは自己への愛にかけるがゆえに自己防衛の権利を放棄することは誰にもできないのです。…

さらに、「正当防衛は権利であるばかりではなく、他者の命に対して責任を有する人の場合には、重大な義務でもあります。家族あるいは国家の共通善を担う人の場合がそうです」(注釈:カトリック教会のカテキズム、2265)。危害が生じないように対処する必要から、正当な理由もなく攻撃してくる者の命が不幸にして失われるような場合があります。このような場合、死を招くような結果は、ことを引き起こした当事者である正当な理由を持たない攻撃者が、理性を行使する能力に欠けるところがあって、道義上の責任は問えないとしても、その人の責任に帰せられるべきです。<sup>24</sup>

現代の正戦論思想家には、愛徳による戦争は重要な課題となっている。シカゴ大学神学

部で政治社会倫理を専攻しているJean Bethke Elshtainは次のように述べている。「自己防衛ほど強調されてきていないが、正戦論のもう一つの側面はある国の政府や市民は自分を守ることができない他の国の市民、もしくは他の国のマイノリティーの防衛に責任を持つことがありうるということである」<sup>25</sup>。愛徳による戦争は一種の防衛戦争であるが、自己防衛ではなく他者を防衛し、救出するためのものである。後で取り上げるが、自己防衛と他者防衛とはずいぶん違う性質のものであり、生じてくる倫理問題も違い、区別する必要がある。

愛徳による戦争のほかに、懲罰のための戦争も正戦論で認められることがある。アウグスチヌスも<sup>26</sup>グロティウスも<sup>27</sup>それを認めたし、現代では例えばElshtainもWalzer<sup>28</sup>も明確にそれに言及し、肯定しているのである。Elshtainは9.11事件と結び付けて語っている:「兵隊<sup>29</sup>は、テロリストと違って、戦争を開始する引き金となった攻撃を立案した人、それを幫助した人、そして実施した人を捜索し懲罰するのである。新たな攻撃を阻止することがきわめて重要である。懲罰とは適度を知るものであり、限度を知らない復讐とは違うものである」<sup>30</sup>。したがって、Elshtainにとって正戦論に沿って行動するには「自己防衛の範囲、懲罰の正当な範囲、この二つと報復や復讐との区別を見極める必要がある」<sup>31</sup>。

1983年に米国のカトリック司教協議会は*The Challenge of Peace: God's Promise and our Response* (平和の要求—神の約束、われわれの応え)という題名で、平和を強く求める宣言を出した。その宣言は平和に対する明確かつ強力な要望であり、例えば懲罰のための戦争を明確に否定している<sup>32</sup>。しかし、それでも、どのような*causa*は戦争を正当化するかに関して気になる曖昧さと広さがある。例えばその宣言は暴力による侵略を非暴力でかわす方法の開発を勧めているが、それについて述べた直後に「侵略、抑圧、及び不正は正義の防衛に当たっての、武器及び軍事力に訴えることを正当なものにするのである」と述べている<sup>33</sup>。侵略という単語の意味は十分にはっきりしているが、「抑圧」及び「不正」という単語は何をさしているかはあまり限定されていない。また、正当理由の定義に当たって、司教団は次のように述べる。戦争は「現実かつ確実な危険に対抗するためのみに許されるのである。すなわち、罪のない人の生命を守るため、人並みの生活を維持できる状況の保護のため、そして基本的な人権の確保のためである」と述べている<sup>34</sup>。「生命を守るため」という部分に関してそれほど問題はないであろうが、「人並みの生活を維持できる状況の保護」や「基本的な人権の確保」が正戦論の正当理由となるならば果たして戦争を制御する効力は残るだろうか。

国際法や国際法に基づいて考える思想家は正当理由の意味をより限定している。例えば Michael Walzer は正当理由を領土及び主権を侵略から守ることに限定するのである：「独立国の領土の完全性及び政治的主権に対するあらゆる侵害は侵略である。…すべての侵略行為は一つの共通点がある—つまり、すべての侵略行為は武力による抵抗を正当なものにするのである。そして人間同士の場合と違って、国同士の場合は人命を危険にさらさずに武力が遂行されることはありえない。」<sup>35</sup> Walzer は侵略が通用してはいけないということで、「侵略の被害者は自己防衛のために戦うのである。しかし、実際に守っているのは自分のことだけではない。侵略は社会全体に対する犯罪である。侵略の被害者は自分のためにも社会のためにも闘っているのである」<sup>36</sup>。しかも、他の国がその防衛を助ける場合は、助けている国の戦いは「被害者の戦いと同じ性質のものである」<sup>37</sup>と述べている。そこから、重要な結論を出している：「侵略以外に戦争を正当化するものはない」<sup>38</sup>ということである。つまり、Walzer は防衛戦争も、「愛徳による戦争」(ただし、それはWalzerの言い回しではない)も、そして前に述べたように懲罰のための戦争のすべてを認めているが、そのすべては領土や主権に対する侵略に対応するためのみに認めるのである。なお、別のところで殺戮を止めるための人道的介入をも認めている<sup>39</sup>ので領土、主権、そして生命を守るための戦争を認めていることになる。

領土と主権に関する侵略の場合でも、議論の余地がある。特に主権に対して、どのような侵害が武力行使を正当化するかかなりの議論が必要であろう。しかし、それでも、Walzer の限定の仕方は米国の司教団の定義と比べてかなり正当理由の意味を限定しているので、戦争を制御するにはより効果があるように思う。

## 正戦論と十字軍的思考の聖戦の合間

さて、正戦論と十字軍的思考の違いをより詳しく見る必要がある。先に、Bainton から引用した十字軍遠征の定義には正戦論と十字軍的志向の間に二つの違いが見られる。つまり、聖戦は「教会の下、もしくは神に導かれる宗教的リーダーの指揮の下で」行われることと、「ある理想のため、すなわちキリスト教の信仰のため」の戦いだということの二つである。つまりどういう権威の下であるかとどういう目的であるかという二つを基準にしている。区別の基準が二つあるだけに四つの場合が考えられる。次の四つである。

- イ. 戦争が宗教の指揮の下で行われ、その目的が信仰の理想である場合
- ロ. 戦争が宗教の指揮の下で行われ、その目的が信仰の理想ではない場合

ハ. 戦争が宗教の指揮の下で行われるのではないが、その目的が信仰の理想である場合

ニ. 戦争が宗教の指揮の下で行われるのではなく、その目的が信仰の理想ではない場合

Bainton の定義では、明らかに(イ)は十字軍遠征であり、(ニ)は条件がそろえば正戦論の領域となり、正戦論による議論の対象となる。しかし、(ロ)と(ハ)はどうなるだろうか。例えば、宗教の下での防衛戦争は正戦なのか、それとも十字軍的なものか。実際にそういう戦争がありうる。宗教と行政の区別がない場合はいうまでもないが、例えばローマ帝国の崩壊のときに皇帝が弱まっていて、ゲルマン民族の侵略に対してローマの司教(ローマ法王)が主導権を握った場合がある。そのような場合には戦争が起こったら、(ロ)の例になり、例えば名目上で政教分離が成り立っている国で、主権を有するリーダーが宗教に対する熱心さの余り宗教のための戦争を起こすということは考えられなくもないであろうが、それは(ハ)の例になる。ここでは、それに関する議論に入るつもりはないが、正戦論に基づく正当戦争と聖戦の区別が明確でないということを指摘したいのである。

もう一つの曖昧な点がある。Bainton の定義に戻るが、聖戦は「ある理想のため、すなわちキリスト教の信仰のため」であることになっている。そうであれば、理想のためではあるが、特別に信仰や宗教の理想のためでない場合はどうなるだろうか。そういう戦争は正戦論と十字軍的思考の合間に落ちているように思えてならない。

## 理想のための戦争

宗教や信仰と関係のない理想としては、例えばイデオロギーのための戦争が考えられる。そのような戦争との関連について述べる必要がある<sup>40</sup>。

理論としては、さほどむずかしいことではない。イデオロギーのための戦争は聖戦や十字軍的な遠征ではないし、正戦論で否定される戦争だと言え、やっちはいけないものだという結論になり、それでいいはずである。しかし、必ずしもそんなにたやすく結論が出せると限らない。普通、特定の戦争がイデオロギーのためだという判断は第三者がするものであって、当事者はイデオロギーのために戦っていると見ていない。むしろ、人を助けるための愛徳による戦争だと考えて戦っているのである。したがって、多くの場合には正戦論に合うものだと捉えている。そもそも、イデオロギーを持っている人はいないであろう。イデオロギーとは常に他者が持っているものである。自分が持っているのは哲学であ

り、信念であり、理想である。したがって、イデオロギーのための戦争を否定する理論があっても、その理論は戦争を制御する効力を一切持たないだろう。

Bainton自身は、上記の通り、十字軍遠征を定義するところで宗教の指揮の下で、信仰の理想のためだと述べているが、ほかのところでは、宗教と関係のない正義の理想のための戦争を十字軍遠征として取り扱っている。例えば、第一次世界大戦の時にイギリスの取り組み方は十字軍的な要素がかなりあったと述べている。「態度は正戦と十字軍遠征の間に揺れ動いた。後者の態度の方は、ベルギーでドイツ人が赤ちゃんの手を切り落としたとか、カナダ人一人を十字架に釘付けにしたという残虐行為のでっち上げのうわさが広められるにつれ、優勢になった」<sup>41</sup>と説明している。十字軍的な色彩を明確に現わす当時のロンドンの主教の言葉をBaintonが引用している：

「ドイツ人を殺害せよ。殺害のための殺害ではなく、世界を救うために殺害せよ。悪人とともに善人を、若者とともに老人を、カナダ人の軍曹を十字架に釘付けたものとともにわれわれの負傷者を親切に扱った人をも殺害せよ。...何千回も言ったとおり、私は清浄のための戦争だと思っている。戦死するすべての人が殉教者だと思っている。」<sup>42</sup>

また、1928年のパリ不戦条約(Kellogg-Briand条約)の調印の際、バプティスト、メソヂイスト、長老派やその他の宗派はその条約を歓迎したが、「防衛のための戦争をも理想のための戦争をも不法にするつもりがないということを明確にした」<sup>43</sup>とBaintonは述べ、「換言すれば、正戦と十字軍は存続するものであった」と付け加えている。Baintonはこういう理想のための戦争を十字軍の戦争と一緒にしているが、明らかに正戦論を公式的な立場としているいくつかの宗派は正戦論による正当戦争としてみている。したがって、「正当理由」のうちに理想を認めていることになる。

なお、正戦論思想家の中で、Baintonのように分類しない人もいる。十字軍、もしくは聖戦は宗教的指導者の指揮の下で行われるもの、または信仰のためのものだとし、その他の理想と正戦論の関係についてあやふやなままにしている場合がある。そうすると宗教と関係のない理想のための戦争は、正戦論による正当化のマントを羽織る可能性が出てくる。しかし、果たして、そのような戦争が正当だろうか。

いわゆる人道的介入のような愛徳による戦争はそこで非常に難しくなってくる。以前、自己防衛と他者防衛の場合、違う倫理の問題があると述べたが、自己防衛の場合は守る人

と守られる人が同じ人であるだけに、守る人の目的と守られる人の希望が一致するのだということは大体確実である。しかし、他者防衛の場合は守る人と守られる人が違うから、前者の目的と後者の希望にずれが生じることが十分にありうる。そもそも、助け、しかも武力行使による助けが必要であるという結論にどうして至ったかが重要である。つまり、助ける決定には、助けられる人々の必要性がどこまでウェートを占めたか、助ける側の理念や信念がどこまでウェートを占めたかが問題である。

要するに、理想のための戦争を正戦論に基づく正当戦争の領域に入れるならば、いわゆる愛徳による戦争、つまり人道的介入とされるものが、防衛のための正戦の名目で聖戦や十字軍により近いものを正当化してしまう可能性が十分にある。当事者には必然的に防衛のため、解放のため、救出のためだと見えてしまうが、そこでイデオロギーや特定の文化圏の理想の一方的な押し付けで終わってしまっている可能性もある。正戦論を認める宗教はここで、「正当理由」をより明確に限定する必要がある。さもないと、正戦論が扇動のために使われやすいものとして存続するであろう。

## 理想のための戦争

問題は、萩原が述べるように、『これから不当な侵略をさせていただきます』と宣言して戦争を始める国などない<sup>44</sup>ということである。「これから武力を持って、OO主義、OO教、OO理念を押し付けさせていただきます」と宣言して戦争を始める国もないだろう。

当事者、特に前線の戦闘員は必ずと言っていいぐらい自分の戦争の正当性を信じ、勇敢に戦い、命までも犠牲にする。だから、正当性の理論がただの建前だとは考えられない。どの戦争の場合でも、多くの戦闘員は自分の正しさを信じきっていると理解することが大切である。

オーストラリアの小説家Xavier Herbertは、*Capricornia*という小説で、オーストラリア北部でのアボリジニとの戦争にかかわった人たちのことを「致命的凶器と自分の目的の正しさに関する自信で武装した男たち」<sup>45</sup>と描写する。*Capricornia*は小説であるが、Herbertはオーストラリア北部のアボリジニと西洋人の関係の目撃者であり、*Capricornia*は実際にあったことを描写するために書かれた小説である。さて、その白人たちは正しさにそんなに自信を持っていた目的とは何だったのかというと「アングロサクソンの帝国の拡大」であった<sup>46</sup>。明確な侵略戦争で、征服以外の目的が毛頭ない戦争に関してでさえ自分の正しさに自信が持てたというわけである。

それがどうしてなのかは、その戦争と同じころに書かれたラドヤード・キプリングの「白人の負担」という詩を読めば理解することができるであろう<sup>47</sup>。その詩では植民地主義、帝国の拡大、西洋文明やキリスト教の普及は世界を救うものだと評価されていた。白人以外の人種の描写には「陰気」、「半分鬼、半分子」「怠惰と邪教のおろかさ」という単語が用いられ、白人の負担とはそれらの民族を、感謝されず恨まれるままで、救出することであり、それは命を捨ててもいいような高貴な使命である。しかも、そのための戦いは「平和の残虐戦争」である<sup>48</sup>。ここで、英国の植民地主義及びそのための戦争を正当化するどころか、美徳化している。キプリングはオーストラリアではなく、インドにいたが、同じく、大英帝国の植民地政策の最前線にいて、共有のメンタリティーを持っていた。植民地主義は今も尾を引いている大変な悪だったが、当事者にとっては理想実現のためであって、救出のためであって、愛徳のためであったのである。

開国前の日本にさえも悪名高かったアヘン戦争も、イギリス側はアヘンの輸入を強制するための戦争だと捉えていなかった。イギリスの首相は「中国の政府が中国へのアヘンの輸入を禁ずる権利があることを決して否定しない」と述べている<sup>49</sup>。むしろ、戦争の原因となったのは中国があまりにも長い間アヘンの貿易を黙認し、しかも中国の高官たちは実際に加担していたにもかかわらず、急にそれを取り締まることにし、無差別にイギリス人を捕虜にし、捕虜を飢え死にさせようとしたということである。イギリスの立場から言えば、その不正に対する正当戦争であったわけである。しかし戦争の結末は結局開国とアヘンの輸入だった。

植民地にするための侵略やアヘン戦争を正当化することができるなら、なんでも正当化できる。これらの例を引き合いに出すのはこれらの戦争に関して、正当化や美化がそれほど容易に可能であったことがどの戦争の場合でも正当化が可能であることを明確に示しているからである。後から考えてみて、ひどかったとはつきりわかる戦争の場合でも、当事者にとって、理想を追ったものだったことが常である。たとえ、自分の利益という不順な動機があったとしても、当事者にとって、自分の利益が絡んでいることが他者のための善であることを疑う理由にならないであろう。

## 正戦論と扇動

戦争に向かっている国では、どのようにして戦意を高揚することができるか。基本的に三つの手段があるといえるであろう。つまり、脅威感を育てること、被害者意識を育てる

こと、それに正義感や理想主義に呼びかけることである。

戦争の背景には脅威感があるということは明白であろう。日本の歴史を見ても、西洋列強に対する脅威感が富国強兵の理念を生み、その理念が軍の独走を許す憲法を生み、軍の独走が戦争を生んだと言え、簡略的でありながら十分に15年戦争の背景をまとめているであろう。オーストラリアの場合は、少数の西洋人が広い大陸を領土とし、すぐ北に世界の人口の三分の二を抱えているアジアがあり、その人口の多さだけである程度の脅威感を持っている。その脅威感を持って、オーストラリアは強い味方を求めてきた。第二次世界大戦まではその「強い味方」はイギリスで、その後は米国であるが、その「強い味方」の友情を勝ち得るためにオーストラリアはボア戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦(太平洋戦争が始まる前から)、朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン攻撃、イラク攻撃のすべてに出兵している。間接ではあるが、脅威感の上の参戦だという側面はある。

被害者意識はあまり脅威感と違わないかもしれないが、過去に重点を置いている。バルカン半島やルアンダでそれが扇動に使われてきたことは広く報道されている。

しかし、戦意を掻き立てるには、おそらく正義感や理想主義への呼びかけの方が脅威感や被害者意識よりもはるかに効果的である。脅威感を持って戦争に取り組む場合、正義感への呼びかけがその脅威感に並行するが多い。

例えば、日本の場合は、確かに西洋列強に対する脅威感から始まったであろうが、アジアを植民地支配から解放するという理想が伴うようになって戦争が勃発したのである。徳富蘇峰は、戦時中に書かれた「必勝国民読本」では、日本側の「大義名分の戦争」と連合軍側の「不正不義の戦争」を比較し、「第一に、我れは自衛自存の為に闘うてゐる。第二に我れは大東亜解放の為に闘うてゐる。第三に我れは世界新秩序建設の為に闘うてゐる」と述べているのである<sup>50</sup>。

## “What We’re Fighting For?”

2001年2月12日に、米国の学者や知識人60人が“*What We’re Fighting For: A Letter From America*”という題名で、反テロ戦争の意義に関する見解を述べる文書を発行した。60人のうち、正戦論思想家として著名であるMichael Walzer<sup>51</sup>、James Turner Johnson<sup>52</sup>およびJean Bethke Elshtain<sup>53</sup>を含み、文書は正戦論の基について反テロ戦争を支持するものである。その題名に現れる問いかけ(「われわれは何のために戦っているか」)への返答は序論で述べられている。五つの「根本的真理」(もしくは普遍的原理)を述べた上で、「自分及びこの普遍

的原理を守るために戦っているのだ」と主張するのである<sup>54</sup>。さて、その五つの真理は次の通りである。

1. すべての人間は自由なものとして、尊厳及び権利において平等なものとして生まれる。
2. 社会の基本的主体となるのは一人一人の人間であり、行政の正当な役割は人間の繁栄を助長する状況を保護し、促進することである。
3. 人間とは、その本性により、人生の目的や究極的な意義に関する真理を知る願望を持っている。
4. 良心の自由及び宗教の自由は人間の不可侵の権利である。
5. 神の名による殺害は神への信仰に相反することであり、宗教的信仰の普遍性に対する最も深刻な裏切りである。<sup>55</sup>

この五つに関しては異論があるかもしれない。しかし、ここでは、正戦論に関する議論にこのような理想や理念を導入することじたいの妥当性を取り上げたい。この五つの原理を保護するための戦争は正戦論の基準に合うものなのか、それとも十字軍的思考の戦争なのかということである。もちろん、60人の学者と知識人は聖戦を呼びかけているつもりではない。むしろ、聖戦の正当性を明確に否定している:「われわれのうちの誰も、神が殺害や征服を命じることがあると信じていない。そのような態度は、聖戦であろうと十字軍遠征であろうと、宗教的信仰の否定であり、神を人間自身の目的の道具として偶像にするものである」<sup>56</sup>。

むしろ、正戦論に基づく正当戦争であることを明言している。正戦論を紹介した上<sup>57</sup>、次のように述べている:「9月11日に3000人の殺戮を果たし、何よりも同じようなことを繰り返したいとの願望を持っていることを自認している人たちは、米国だけでなく地球のあらゆるところの善意あるすべての人に対して明白現在の危難をなしている。このような行いは、罪のない生命に対する混じり気のない侵略行為であり、その根絶のために武力が不可欠である。...彼らに対して武力を使うという、われわれの政府、われわれの社会の決断を、われわれは支持する」<sup>58</sup>。

この60人は正戦論を裏づけにして戦争を支持している。その戦争が防衛のためのものである限りでは正戦論に基づいた議論の対象になり、もし確実に差し迫った脅威があり、しかも他の条件もそろえば、正戦論に合う戦争であると論じることができるだろう<sup>59</sup>。しか

し、その五つの普遍原理を保護するための戦争であると60人が自認しているし、そうであればどうだろうか。60人は「聖戦」や十字軍遠征ではないと主張しても、明らかに、それは狭い意味の十字軍遠征のことである。理想のための戦争である以上は十字軍遠征の要素があると思われる。

仮に、9.11の事件に対して、武力行使が正当な対応だとしても、アフガニスタンやイラクがその対象になるべきかどうかについて新たな議論と証明が必要である。Elshtainはアフガニスタン攻撃を正当化するところで、タリバン政権の下でのアフガニスタンの貧困、子供の死亡率、平均寿命、女性が識字率などを述べ、9.11事件に関係のない事柄を多く導入している<sup>60</sup>。

アフガニスタンやイラクへの攻撃の前に、タリバン政権やサダム・フセインの政権のひどさが多く報道され、正義感に呼びかけて戦意を掻き立てる試みが見受けられ、しかも、それが正戦論に一致するものとして広く捉えられていた。そこに、正戦論における正当理由の意味が十分に限定されていない落とし穴があるように思う。

60人の学者と知識人の文章やアフガニスタンやイラクへの攻撃に関する議論には、理念や理想の話が混在していたのはきわめて残念である。そういう混在した議論に終始しているようでは、正戦論は戦争を制御するものにならない。そのような議論の場合にはむしろ理想や信念に関する論争を切り離して正戦論の課題である領土および主権に対する侵略に対する防衛、もしくは本当の殺戮からの救出に議論をしばることが必要であった。

## まとめ

正戦論を肯定するか、あるいはより平和主義的な思考を主張するかということに関して、個人としてどんなに平和主義になっても、当面の政治や国際社会を導くのは正戦論であろう。だから、宗教の観点からも、平和主義の観点からも正戦論を議論することが重要である。正戦論は最も根本的に何を言わんとしているのか。攻撃する人と攻撃される人がいればどちらを守らなければならないのか。正戦論の返事は「両方を守らなければならない。しかし、攻撃される側を優先的に守らなければならない」ということである。換言すれば、正戦論は一種の平和主義である。ただ、無防備な人を犠牲にしてまでの平和主義ではない。少なくとも、正戦論は無防備な人を犠牲にしない平和主義にならなければならないのである。

実際に正戦論がそのようなことになっていない場合が多い。ここでは、正戦論がそうな

っていない理由の一つを考察してみた。そして特に宗教における正戦論には理想のための戦争と区別し、戦争を正当化する理由をより明確に限定する必要があるという結論に至った。多数の観点から正戦論を研究して、現代に実際に戦争を制御するものとする必要があるように思うし、ここでそのために少しでも貢献ができたなら、幸いに思う。

---

<sup>1</sup> Roland H. Bainton. *Christian Attitudes Toward War and Peace*. New York: Abingdon Press, 1960, 14 頁。

<sup>2</sup> ただし、キリスト教徒が軍に所属してはいけないという考え方はなかった。軍は軍事的な役割のほかに警察としても活躍していたからであろうと考えられている。

<sup>3</sup> Bainton. *Christian Attitudes Toward War and Peace*. 14 頁。 “The crusade arose in the high Middle Ages, a holy war fought under the auspices of the Church or of some inspired religious leader, not on behalf of justice conceived in terms of life and property, but on behalf of an ideal, the Christian faith.”

<sup>4</sup> 現在は、カトリックやプロテスタントの主流派が平和主義に近づきつつあるという印象は強い。もしかすると、教会の政治へのつながりの変動の裏りかもしれない。

<sup>5</sup> Statement of Cardinal Pio Laghi, Papal Envoy after Meeting with President George Bush, March 5, 2003, <http://www.usccb.org/comm/archives/2003/03-051.htm>.

<sup>6</sup> The National Security Strategy of the United States of America. The White House, September 2002. <http://usinfo.state.gov/topical/pol/terror/secstrat.htm>

<sup>7</sup> Institute for American Values. *What We're Fighting For: A Letter from America*. <http://www.americanvalues.org/html/follow-up.html>参照。

<sup>8</sup> John Howard Yoderは関連のある国際法をリスト・アップしている。John Howard Yoder. *When War is Unjust: Being Honest in Just War Thinking*. Eugene Oregon: Wipf and Stock Publishers, 2001, 付録 4, 142-146 頁参照。

<sup>9</sup> Yoder. *When War is Unjust*. 1 頁参照。

<sup>10</sup> Michael Walzer. *Just and Unjust Wars*. New York: Basic Books, 1992, xii-xvii頁。

<sup>11</sup> Charles P. Lutz. Foreword to the First Edition. In Yoder. *When War is Unjust*. ix-xx頁、 xiii頁。

<sup>12</sup> Michael Walzer. *Just and Unjust Wars*. xii頁、 51-52 頁、 59 頁、 62 頁。

<sup>13</sup> とにかく、戦争勃発のときは難しい。戦争後は勝利者の解釈が有力になるであろう。

<sup>14</sup> 萩原能久、「最後に善は勝つ！—正義の戦争？」、<http://www.law.keio.ac.jp/~hagiwara/lawsemi6.html>

<sup>15</sup> Bainton. *Christian Attitudes Toward War and Peace*. 131 頁。

<sup>16</sup> 筆者はそのような例を一つも知らないが、歴史により詳しい人は知っているかもしれない。中世期には、教会の権限がより強く、教会の権限で正戦論に基づいて戦争を阻止したり、その残虐さに歯止めを掛けたりしたことはおそらくあるであろうが、特定な国が自発的に正戦論の理由で自制した例があるかどうかは疑問である。

<sup>17</sup> Rodger Charles S.J. *Christian Social Witness and Teaching*. Leominster, Herefordshire: Gracewing, 1998, 239 頁。(A theory which at once seeks to restrain and justify violence acquires a subtlety which tends to defeat its purpose.)

<sup>18</sup> 萩原能久、「最後に善は勝つ！—正義の戦争？」。

<sup>19</sup> 同上。

<sup>20</sup> 同上。

- 
- <sup>21</sup> 同上。
- <sup>22</sup> Charles S.J. *Christian Social Witness and Teaching*. 97 頁。 Ambrosius. *On the duties of the Clergy*. 1.27.129 及び 3.3.23 参照。
- <sup>23</sup> 同上、237 頁。
- <sup>24</sup> ヨハネ・パウロ二世、*Evangelium Vitae*. [http://www.vatican.va/holy\\_father/john\\_paul\\_ii/encyclicals/documents/hf\\_jp-ii\\_enc\\_25031995\\_evangelium-vitae\\_en.html](http://www.vatican.va/holy_father/john_paul_ii/encyclicals/documents/hf_jp-ii_enc_25031995_evangelium-vitae_en.html). 55 条。
- <sup>25</sup> Jean Bethke Elshtain. *Just War Against Terror: The Burden of American Power in a Violent World*. New York: Basic Books, 2003, p. 151.
- <sup>26</sup> Bainton. *Christian Attitudes Toward War and Peace*. 96 頁。
- <sup>27</sup> Paul Christopher. *The Ethics of War and Peace: An Introduction to Legal and Moral Issues*. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall, Inc., 1994, 88 頁参照。
- <sup>28</sup> Michael Walzer. *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*. New York: Basic Books, 1992, p. 59. (they are entitled not only to repel the attack but also to punish it.)
- <sup>29</sup> テロに対応する米兵を指している。
- <sup>30</sup> Elshtain. *Just War Against Terror*. 67 頁。
- <sup>31</sup> 同上、145 頁。
- <sup>32</sup> National Conference of Catholic Bishops. *The Challenge of Peace: God's Promise and Our Response*. 86 条。(As both Pope Pius XII and Pope John XXIII made clear, if war retribution was ever justifiable, the risks of modern warfare negate such a claim today.)
- <sup>33</sup> 同上、78 条。
- <sup>34</sup> 同上、86 条。(War is permissible only to confront “a real and certain danger,” i.e., to protect innocent life, to preserve conditions necessary for decent human existence, and to secure basic human rights.)
- <sup>35</sup> Walzer. *Just and Unjust Wars*. 52 頁。(Every violation of the territorial integrity or political sovereignty of an independent state is called aggression. . . . All aggressive acts have one thing in common: they justify forceful resistance, and force cannot be used between nations, as it often can between persons, without putting life itself at risk). 62 頁参照
- <sup>36</sup> 同上、59 頁。(The victim of aggression fights in self-defense, but isn't only defending himself, for aggression is a crime against society as a whole. He fights in its name and not only in his own.)
- <sup>37</sup> 同上、59 頁。62 頁参照
- <sup>38</sup> 同上、62 頁。(Nothing but aggression can justify war).
- <sup>39</sup> 同上、106 頁。
- <sup>40</sup> 英語では、十字軍の遠征の意味だった「*crusade*」とは宗教と関係のないさまざまな社会運動に当てはめられている。最近まで、かなり良い響きのある言葉だった。ブッシュ大統領が対テロ戦争に当てはめて厳しい反響を呼んだ時までその単語に関する問題意識を全く持たない人が多かったであろう。
- <sup>41</sup> Bainton. *Christian Attitudes Toward War and Peace*. 207 頁。
- <sup>42</sup> 同上、207 頁。
- <sup>43</sup> 同上、215 頁。
- <sup>44</sup> 萩原能久、「最後に善は勝つ！—正義の戦争？」

- 
- <sup>45</sup> Xavier Herbert. *Capricornia*. North Ryde, Sydney: Angus and Robertson, 1990, 1 頁。 .
- <sup>46</sup> 同, 1 頁。
- <sup>47</sup> Rudyard Kipling, *The White Man's Burden*. <http://www.boondocksnet.com/ai/kipling/kipling.html>
- <sup>48</sup> Kipling. *The White Man's Burden*..
- <sup>49</sup> Peter Ward Fay. *The Opium War 1840-1842*. New York: W.W. Norton and Copany inc., 1975, 194 頁。
- <sup>50</sup> 徳富猪一郎, 「必勝國民讀本」、毎日新聞社, 1944 年(昭和 19 年), 69 頁。
- <sup>51</sup> 関連著書: *Just and Unjust Wars*.
- <sup>52</sup> 関連著書: *Just War Tradition and the Restraint of War: A Moral and Historical Inquiry* (Princeton: Princeton University Press, 1981); *The Holy War Idea in Western ad Islamic Traditions* (Penn State, 1997); *Just War and Jihad: Historical and Theoretical Perspectives on War and Peace in Western and Islamic Traditions* (Greenwood, 1991); *Morality & Contemporary Warfare*. (New Haven: Yale University Press, 1999); *Just War and the Gulf War*.
- <sup>53</sup> 関連著書: *But Was It Just?: Reflections on the Morality of the Persian Gulf War* (共著, Doubleday, 1992); *Just War Theory* (編集, New York: New york University Press), *Just War Against Terror: The Burden of American Power in a Violent World* (New York: Basic Books, 2003).
- <sup>54</sup> Institute for American Values. *What We're Fighting For: A Letter from America*. <http://www.americanvalues.org/html/follow-up.html>.
- <sup>55</sup> 同上。
- <sup>56</sup> 同上。
- <sup>57</sup> 同上。
- <sup>58</sup> 同上。
- <sup>59</sup> 実際に、9.11 の事件はWalzer自身の基準で領土や主権に対する侵略であったかどうかは解釈の問題がある。むしろ、戦争行為ではなく、犯罪であって、軍事力による武力行使より警察による取締りが妥当だったかもしれない。
- <sup>60</sup> Elshtain. *Just War Against Terror*. 60 頁。

**キーワード:** 正戦論、戦争、倫理、平和、平和主義